

●●● 各選挙の日程 ●●●

選挙名	県知事	県議会議員	村長	村会議員
選挙人名簿登録日 基準日と登録日	3月26日	4月3日	4月21日	4月21日
選挙告示日	3月27日	4月4日	4月22日	4月22日
選挙人名簿 縦覧期間	3月27・28日	4月4・5日	4月22・23日	4月22・23日
不在者 不投票期間	3月27日 ～ 4月12日	4月4日 ～ 4月12日	4月22日 ～ 4月26日	4月22日 ～ 4月26日
投票日 (選挙期日)	4月13日	4月13日	4月27日	4月27日

- 不在者投票の時間は、午前8時30分から午後8時までです。
- 土・日曜日も受け付けします。
- 投票場所は役場の選挙管理委員会です。入場券を忘れずに持参ください。

知事は記号 他は自書式

投票は、県知事が記号式です。あらかじめ投票用紙に候補者の氏名が印刷されていますので、自分が投票したいと思う候補者の上欄に「○」を書いて投票してください。「○」以外を書くとは無効になりますので、注意してください。

県議と村長・村議は、自書式です。投票用紙に投票しようとする候補者の氏名をそれぞれ一人だけ、はっきりと書いてください。

村長選など 今後の日程

- 村長・村議のこれからの主な日程は、次のとおりです。
- ◆ 3月28日：立候補予定者の説明会（役場）
 - ◆ 4月17日：立候補届け出などの事前審査（同）
 - ◆ 4月22日：立候補の届け出受け付け（同）
 - ◆ 4月22～26日：選挙運動期間
- ※開票は、四月二十七日午後七時三十分から社会体育館。



明るい明日のために、棄権しないでみんなで投票しましょう

何らかの事情で投票日に自分で投票できない方などのために、次のような制度があります。

不在者投票

投票日に、何らかの事情で投票所に行つて投票できない方のために、不在者投票の制度があります。私用やレジャーなどの理由でも不在者投票が認められます。受け付けには印鑑も必要ありません。

不在者投票は各選挙の告示日から、投票日の前日まで受け付けます。時間は毎日八時三十分から二十時までです。

右の各選挙の日程表中に、その不在者投票期間が記してありますのでご覧ください。

▼他市町村で投票する場合

仕事などで村外に滞在している方は、滞在先で不在者投票をすることが出来ます。滞在先市町村の選挙管理委員会または村の選挙管理委員会に早めに投票用紙の請求手続きをしてください。

▼入院中の病院などで投票する場合

多くの病院が投票できるように指定されています。村では、特別養護老人ホーム「うねとり荘」が岩手県選挙管理委員会の指定する「不在者投票ができる病院等」に当たります。

ます。

※投票用紙を郵便で送付するものに限り、告示日の前々日から投票用紙の交付が出来ます。ただし、投票については告示の日からとなりますので注意してください。

▼郵便で投票する場合

体に重度の障害があり、投票所で投票することの出来ない方は、郵便で不在者投票ができます。ただし、あらかじめ村選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けることが必要です。

「郵便投票証明書」の有効期間が切れている方や、新しく証明書の交付を希望する方は、早めに手続きをしてください。

代理投票

体の障害などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない方のため

さい。手続きには印鑑と身体障害者手帳などが必要です。

★郵便で投票できる方

①身体障害者手帳を持っている場合、両下肢・体幹などの障害は二級以上、心臓・腎臓・呼吸器などの障害は三級以上の方

②戦傷病者手帳を持っている場合、両下肢・体幹などの障害は第二項症以上、心臓・腎臓・呼吸器などの障害は第三項症以上の方です

に、代理投票が認められています。

代理投票をされる方は、選挙の当日、投票所の事務従事者にお申し出ください。二人の補助者が決められ、一人が候補者の氏名を代筆し、もう一人が立ち会って代理投票が行われます。投票を補助した者は、その秘密を守り、だれに投票したのか個人の秘密は保障されます。

目の不自由な方は、点字で投票することができます。遠慮なく事務従事者に申し出てください。

選挙の電話番号は

☎ 35 2111

内線323番です